

障害年金				手帳 等級				
併合判定参考表								
等級	番号	区分	障害の状態					
1級	1号	1	両眼が失明したもの	1級				
			視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの					
		10	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの	2級				
			視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの					
	11	ゴールドマン型視野計による測定の結果、 両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ 1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの	2級					
		自動視野計による測定の結果、 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの						
2級	2号	1	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの	3級				
			視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの					
		2	ゴールドマン型視野計による測定の結果、 両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ 1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの					
			自動視野計による測定の結果、 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの					
	4号	7	身体の機能の障害が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	5級				
			・ 求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、1/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの					
3級	5号	1	一眼の視力が0.02以下、かつ、他眼の視力が0.1以下のもの	4級				
	6号	1	視力の良い方の眼の視力が0.1以下のもの					
		2			ゴールドマン型視野計による測定の結果、 両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下のもの			
					自動視野計による測定の結果、 両眼開放視認点数が70点以下のもの			
手当金	8号	1	一眼の視力が0.02以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.2のもの	5級			
					視力の良い方の眼の視力が0.6以下のもの	6級		
					それ以外のもの	非該当		
	9号	1	1	視力の良い方の眼の視力が0.6以下のもの	他方の眼の視力が0.02以下のもの	6級		
							それ以外のもの	非該当
								非該当
		2	1	一眼の視力が0.06以下のもの			非該当	
					3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		非該当
								・ 普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のもの
	4	2	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの		5級			
						ゴールドマン型視野計による測定の結果、 両眼の1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの		
						自動視野計による測定の結果、 両眼開放視認点数が100点以下のもの 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		
10号	1	1	一眼の視力が0.1以下のもの		非該当			
				2		両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの		
								・ 複視や眼精疲労による頭痛等が生じ、読書等が続けられない程度のもの
	15	身体機能が労働に制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの						
				・ 眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの				
				・ 麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、 労働が制限される程度のもの ・ 散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明（まぶしさ）を訴え、 労働に支障をきたす程度のもの				
非該当	11号	1	両眼の調節機能に著しい障害を残すもの 両眼の運動機能に著しい障害を残すもの		非該当			
				2		両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		
							3	一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	12号	1	一眼の調節機能に著しい障害を残すもの					
				2		一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		
	13号	1	一眼の視力が0.6以下のもの					
				2		一眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの		
							3	両眼のまぶたの一部に欠損を残すもの

他 眼 の 視 力	0.7~												手帳 年金
	~0.6											— 9号	— 13号
	0.2										— 9号	— 9号	— 13号
	~0.1								4級 6号	— 9号	— 9号	— 10号	
	0.08							4級 6号	4級 6号	— 9号	— 9号	— 10号	
	0.07						3級 2号	4級 6号	4級 6号	— 9号	— 9号	— 10号	
	~0.06						3級 2号	3級 2号	4級 6号	4級 6号	— 9号	— 9号	— 9号
	0.04					3級 2号	3級 2号	3級 2号	4級 6号	4級 6号	— 9号	— 9号	— 9号
	0.03				2級 1号	3級 2号	3級 2号	3級 2号	4級 6号	4級 6号	— 9号	— 9号	— 9号
	0.02			2級 1号	2級 1号	3級 2号	3級 2号	3級 2号	4級 5号	4級 5号	5級 8号	6級 8号	— 8号
	0.01		1級 1号	2級 1号	2級 1号	3級 2号	3級 2号	3級 2号	4級 5号	4級 5号	5級 8号	6級 8号	— 8号
	~手動弁	1級 1号	1級 1号	2級 1号	2級 1号	2級 1号	3級 2号	3級 2号	3級 2号	4級 5号	5級 8号	6級 8号	— 8号
	視力障害	~手動弁	0.01	0.02	0.03	0.04	~0.06	0.07	0.08	~0.1	0.2	~0.6	0.7~
良い方の眼の視力													

周 辺 視 野	エスターマン	GP I/4					手帳 年金
	101~		5級 9号	5級 4号	5級 9号	— —	
	~100	2分の1欠損	5級 9号	5級 4号	5級 9号	5級 9号	
~70		~80	2級 1号	3級 2号	3級 2号	4級 6号	
視野障害			~28	/	~56	57~	GP I/2
			/	~40*	/	41~	10-2
			~20	/	~40		
中心視野							

*求心性狭窄または輪状暗点のもの

障害年金		
号数	等級	
1号	1級	厚生 基礎
2~4号	2級	厚生 基礎
5~7号	3級	厚生 —
8~10号	手当金	厚生 —
11~13号	非該当	— —

併合等級	視力障害											
	1級 1号	2級 1号	3級 2号	4級 5号	4級 6号	5級 8号	6級 8号	— 8号	— 9号	— 10号	— 13号	
視 野 障 害	2級 1号	1級 1号	1級 1号	2級 1号								
	3級 2号	1級 1号	1級 1号	2級 1号	2級 1号	2級 2号	3級 2号	3級 2号	3級 2号	3級 2号	3級 2号	3級 2号
	4級 6号	1級 1号	2級 1号	2級 1号	3級 2号	3級 2号	4級 6号	4級 6号	4級 6号	4級 6号	4級 6号	4級 6号
	5級 4号	1級 1号	2級 1号	3級 1号	4級 1号	4級 2号	4級 2号	5級 2号	5級 2号	5級 2号	5級 2号	5級 2号
	5級 9号	1級 1号	2級 1号	3級 2号	4級 3号	4級 3号	4級 3号	5級 3号	5級 3号	5級 3号	5級 3号	5級 3号
		1級 1号	1級 1号	2級 2号	3級 3号	3級 3号	3級 3号	3級 3号	3級 3号	3級 3号	手当	手当

※赤囲みは「年金等級が手帳等級のひとつ上」ではないもの